

宮城県図書館電子書籍サービス導入事業仕様書

1 事業名

宮城県図書館電子書籍サービス導入事業

2 事業の目的

本事業は、県民がいつでも、どこからでも利用可能である「電子書籍サービス」を導入し、多様化する県民のライフスタイルに対応可能な I C T を活用した新たな読書環境を構築することを目的とする。

現在、当県の図書館の運営においては、仕事や育児等による「来館困難層へのアプローチ」や、高齢者や障害者等に対する「読書バリアフリーへの対応」が急務となっている。また、県内には書物に触れる機会が限られる地域もあり、対応が求められている。

電子書籍サービスの提供により、時間や場所、身体的制約にとらわれない「誰一人取り残さない読書環境」を実現するものである。

(1) 非来館型サービスの構築による利便性の飛躍的向上

ア 24時間365日の利用環境

閉館後や休館日においても、インターネットを通じて電子書籍の閲覧が可能となる環境を整備する。

イ 物理的制約の解消

図書館から遠方に居住する方や、移動手段を持たない方、仕事や育児等により多忙な方に対し、自宅や外出先からのシームレスな利用を可能とする。

(2) 読書バリアフリー法に基づくアクセシビリティの確保

ア 合理的配慮の提供

文字の拡大・フォント変更、背景色の反転、音声読み上げ機能等を備えた電子書籍サービスを提供し、視覚や読字に障害を持つ方、加齢により紙の書籍が読みづらくなった方の読書機会を保障する。

3 事業の実施期間

(1) 始期 令和8年4月（電子書籍サービスの提供は、令和8年10月からを予定）

(2) 終期 宮城県図書館（以下「当館」という。）が何らかの事情により、利用を停止する旨意思表示をするまで

4 事業費

(1) 令和8年度の事業費は、ライセンスの購入費として3,200万円程度を予定している。

(2) 令和9年度以降の事業費は、未定である。

※本事業に係る予算額等については、現在検討中であり、今後の検討によっては、事業規模の縮小又は事業が中止される場合があり得る。

5 事業実施の条件及び企画提案事項

(1) 電子書籍サービスの利用方式、利用画面等

- ア 電子書籍のコンテンツについては、企画提案者のサーバ等で管理運営するものとし、当館がサーバ等の機器類やシステムを持つ必要がないものであること。
- イ 利用者が電子書籍を閲覧する環境は、企画提案者において用意することとし、当館用のトップページを作成すること。トップページは、見やすく、操作しやすいものを基本とすること。
- ウ 当該サービスに係る初期導入費用（後述オに係るシステム改修に要する費用を除く。）や、プラットフォームの利用料等の継続的な利用料等の負担が発生しないこと。
- エ 当館に利用者登録をしている利用者が、当館のホームページから、企画提案者の電子書籍の閲覧環境に接続する方式を基本とすること。
- オ 企画提案者の提供する電子書籍閲覧環境と、当館の図書館情報ネットワークシステムとの接続に当たってのセキュリティについては、導入時点において運用している図書館情報ネットワークシステムの運用期間内（令和12年12月までを予定）において、安定的かつ継続的な運用が可能な構成とすること。
ただし、運用期間中において、セキュリティ上の脆弱性が判明した場合、法令若しくはガイドライン等の変更があった場合、又は利用者情報を保護する観点から対応が必要であると当館が判断した場合には、当館と協議の上、必要な改修を行うこと。
- カ サービス提供時間は、24時間365日であること（ただし、メンテナンス等やむを得ない停止を除く。）。
- キ 電子書籍の利用画面は、利用者が保有する機器（パソコン、タブレット端末、スマートフォン等）により閲覧できるものであって、OSのアップデートに対応し、利用者に支障をきたさないようにすること。また、ビューワー等のアプリケーションをインストールすることなく電子書籍が利用できるものであること（アプリケーションのインストールにより機能が向上することは差し支えない。）。
- ク 利用者の個人情報が確実に保護されること。
- ケ 文字の拡大機能、音声読み上げ機能、検索機能、ブックマーク機能等、利用者の利用に資すると思われる機能について、積極的に企画提案すること。
- コ 利用者の計測ができる機能を有すること。

(2) 電子書籍のコンテンツ

- ア コンテンツは、公共図書館における利用が許諾された商用コンテンツであること。
- イ 電子書籍を閲覧するための権利は、期間の限定が無いもの（いわゆる「買切型」

のライセンス）とし、継続的な利用料が発生しないものであること。

ウ コンテンツの同時アクセス数は、1とするが、2以上とすることを妨げない。

エ コンテンツの選定には、次の項目に注意すること。

(ア) コンテンツ数の上限は定めないが、概ね3,000タイトルを目安とすること。

なお、プレゼンテーション審査時に、具体的なコンテンツの案を約3,000タイトル分提示する必要はない。

(イ) 対象としない資料は、以下のとおりとする。

- ・今後も発行が予定される継続資料（ひとつのタイトルの元に定期的に発行される資料）

- ・まんが（ただし、幼児・児童向けの入門書等は、対象とする。）

- ・ゲーム攻略本等

オ コンテンツの組み合わせを複数提示することは、差し支えない。

カ コンテンツの分野と割合は下表を目安とし、別添「宮城県図書館資料収集方針」を参考とすること。

コンテンツの分野	目安
調査研究に資する資料（辞書、事典類）	30%
リスキリング、リカレント教育に資する資料	30%
若年層（10代後半～30代を想定）向けの資料	20%
オーディオブック	10%
学校図書館振興のための資料（探究学習や調べ学習に適するコンテンツ、一般教養書）	10%

(3) 電子書籍サービスの開始及び利用方法等に係る当館利用者への周知

ア 当館利用者に電子書籍サービスの開始及び利用方法を周知するコンテンツ並びに周知方法を企画提案すること。

イ 利用方法を周知するコンテンツは、紙媒体及び動画を用意すること（日本語に併せて、英語によるコンテンツの提供が望ましい。）。

(4) 当館職員への支援

当館職員向けの操作マニュアルを作成の上、職員研修等の運用支援を行うこと。

(5) 全体スケジュール・実施体制

ア サービスを開始するまでの全体スケジュールを明示すること。

イ 事業を円滑に実施できる組織、人員体制であることを明示すること。

特に、当館の図書館情報ネットワークシステムの改修を伴う場合には、必要な技術情報の提供や、当館のシステム保守担当者と円滑なコミュニケーションをとることができる体制であること。

ウ 当館職員が利用可能なサポート窓口を開設又は担当者を指定し、問い合わせや障

害に速やかに対応すること。また、電子書籍サービスに不具合等が生じた場合は、速やかに対応できる体制を備えること。当館職員向けのサポートは、日本語により対応するとともに、当館職員向けの日本語のマニュアルを備えること。

エ 利用者が利用可能なサポート窓口を開設すること。

6 その他特記事項

- (1) 本仕様書は、事業の概要を示すものであり、実際の事業の内容や進め方については、選定事業者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、当館と選定事業者が協議して決定するものであること。また、事業の実施に当たって必要な事項のうち、本書で明記の無い点若しくは疑義が生じた場合、又はこれに係る変更を行う場合も同様とする。
- (2) 事業の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に従い、個人情報の保護に万全の注意を払うこと。
- (3) 本事業に関する事故等については、当館に速やかに報告するとともに、選定事業者の責任により、適正に処理すること。